

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【公表番号】特表2004-515625(P2004-515625A)

【公表日】平成16年5月27日(2004.5.27)

【年通号数】公開・登録公報2004-020

【出願番号】特願2002-549779(P2002-549779)

【国際特許分類】

C 08 L 1/26 (2006.01)

C 08 K 3/32 (2006.01)

【F I】

C 08 L 1/26

C 08 K 3/32

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年2月25日(2008.2.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 10～30重量%の水溶性非イオン系セルロースエーテルおよび10～22重量%の電解質塩を含有することを特徴とする、pH値が8.0未満の水性懸濁液であって、該電解質塩が、

a) 3～12個のホスフェート基を有する10～90重量%のポリリン酸塩と、

b) オルトリン酸塩、ピロリン酸塩、硫酸塩、炭酸塩およびこれらの混合物からなる群より選択される10～90重量%の塩とを含有する、水性懸濁液。

【請求項2】 成分a)およびb)が共に懸濁液の2～15重量%の量で存在することを特徴とする、請求項1に記載の水性懸濁液。

【請求項3】 ポリリン酸塩が、トリポリリン酸ナトリウムまたはヘキサメタリン酸ナトリウムであることを特徴とする、請求項1または2に記載の水性懸濁液。

【請求項4】 成分b)がオルトリン酸ジアンモニウム、ニリン酸アンモニウム、オルトリン酸ジナトリウム、ピロリン酸ナトリウム、オルトリン酸ジカリウム、ピロリン酸カリウム、硫酸ジアンモニウム、炭酸ジアンモニウム、硫酸ジカリウム、オルトリン酸二水素ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、硫酸マグネシウムまたは炭酸ジカリウムまたはこれらの混合物を少なくとも50重量%含有することを特徴とする、請求項1～3のいずれかに記載の水性懸濁液。

【請求項5】 電解質塩のカチオン系イオンが、ナトリウムイオンおよびカリウムイオンの混合物と、アンモニウムイオンとを、モル比1：4～4：1で含有することを特徴とする、請求項1～4のいずれかに記載の水性懸濁液。

【請求項6】 セルロースエーテルは架橋され、かつ、20%、pH値7で1重量%の水性スラリー中に5分間攪拌した後に、セルロースエーテルが完全に溶解した際に得られる粘度の5%未満に粘度が上昇することを特徴とする、請求項1～5のいずれかに記載の水性懸濁液。

【請求項7】 架橋前のセルロースエーテルが1重量%水溶液として測定した場合に25～100%の濁点を有することを特徴とする、請求項6に記載の水性懸濁液。

【請求項8】 架橋セルロースエーテルおよび電解質塩を含有する乾燥混合物を懸濁液中の水に添加し、混合することを特徴とする、請求項1～7のいずれかに記載の水溶性

非イオン系セルロースエーテルの懸濁液を製造する方法。

【請求項 9】 請求項 1、6 および 7 のいずれかに定義されたセルロースエーテルを 45 ~ 75 重量% と、請求項 1 ~ 5 のいずれかに定義された電解質塩を 25 ~ 50 重量% 含有することを特徴とする乾燥混合物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

懸濁液の水分含有量は、通常 42 ~ 88 重量%、好ましくは、50 ~ 80 重量% である。ポリ電解質塩のカチオンはナトリウム、カリウムおよび/またはアンモニウムイオンを、少なくとも 50 重量%、好ましくは少なくとも 90 重量% 含有する。好適には、ポリ電解質塩のカチオンは、ナトリウムイオンおよびカリウムイオンの混合物と、アンモニウムイオンとをモル比 1 : 4 ~ 4 : 1 で含有する。また意外にも、ポリ電解質塩は懸濁液を安定化させるのみならず、懸濁液を使用する調合物、例えば塗料組成物、ギブス剤およびコンクリート調合物、紙コーティング組成物、炭酸カルシウム調合物および着色料も安定化させることができた。このように調合物への安定化剤の添加は減量できるか、完全に回避することができる。